ホ　厚生労働大臣及び農林水産大臣は、個々の認定事業分野別経営力向上推進機関の特性等を踏まえ、必要に応じ、当該認定事業分野別経営力向上推進機関の事業分野別経営力向上推進機関による業務の成果について報告を求めること等により、当該認定事業分野別経営力向上推進機関に対する支援体制の状況等を把握するものとする。

二　認定事業分野別経営力向上推進機関が配慮すべき事項

イ　認定事業分野別経営力向上推進機関は、事業分野別経営力向上推進業務の実施に当たって、合理的な理由なく、特定の中小企業者等を支援対象から外さないこと。

ロ　認定事業分野別経営力向上推進機関は、業務上知り得た秘密の保持による信頼の確保を図ること。

第5　適用範囲

1　中分類〇九食料品製造業のうち細分類〇九六惣菜製造業及び〇九七すし・弁当・調理パン製造業

2　中分類五八飲食料品小売業のうち細分類五八九五料理品小売業

3　中分類七六飲食店

4　中分類七七持ち帰り・配達飲食サービス業

○国厚生労働省・国土交通省告示第二号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十二条第一項の規定に基づき、旅館業に係る事業分野別指針を次のように定めたので、同条第五項の規定に基づき公表する。

平成二十八年七月一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

国土交通大臣　石井　啓一

旅館業に係る事業分野別指針

第1　現状認識

平成28年３月、政府は「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年３月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）の中で「観光先進国」という新たな挑戦に踏み切った。このビジョンでは、2020年に、訪日外国人旅行者数4000万人、訪日外国人旅行消費額８兆円、日本人国内旅行消費額21兆円等の目標を掲げている。また、観光の力で、地域に雇用を生み出し、人を育て、国際競争力のある生産性の高い観光産業へと変革する必要があるとしている。これを踏まえ、旅館業の分野でも、多くの訪日外国人旅行者を万全の体制で迎え入れる環境整備を行うと同時に、付加価値向上による客単価の向上、安定的な人材の確保等の課題を念頭に経営力向上を行うことで、国内需要の創造及びインバウンドの取り込みを目指す必要がある。

1　市場動向

平成26年の延べ宿泊者数は約４億7,350万人泊であり、平成22年の延べ宿泊者数約４億1,305万人泊と比べて14.6％増加している（観光庁「宿泊旅行統計調査」）。

また、平成26年の訪日外国人旅行者数は、約1,341万人（平成22年比＋55.8％）（日本政府観光局（ＪＮＴＯ）統計データ）、平成26年の訪日外国人旅行消費額は、推計２兆278億円（平成22年比＋76.5％）（観光庁「訪日外国人消費動向調査」）と、近年大幅に増加しており、日本の旅館業にとって訪日外国人旅行者の取り込みがますます重要になっている。また、平成26年の外国人延べ宿泊者数は約4,482万人泊（平成22年比＋62.9％）で、延べ宿泊者数全体に占める外国人宿泊者数の割合は9.5％（平成22年比＋2.8ポイント）となり、平成23年から増加傾向にある（観光庁「宿泊旅行統計調査」）。

一方、平成26年の日本人延べ宿泊者数は約４億2,868万人泊であり、平成22年の日本人延べ宿泊者数３億8,554万人泊と比べて11.2％増と、数の面では増加している（観光庁「宿泊旅行統計調査」）。しかし、平成26年の国内旅行消費額は約18兆4,204億円（平成22年比－9.9％）であり、そのうち宿泊旅行消費額が約13兆8,909億円（平成22年比－9.6％）、日帰り旅行消費額は約４兆5,295億円（平成22年比－10.5％）と減少傾向にある。（観光庁「旅行・観光消費動向調査」）。

2　産業構造・業態の特徴

旅館業法（昭和23年法律第138号）では、旅館業を「ホテル営業」、「旅館営業」、「簡易宿所営業」及び「下宿営業」の４種類に大別している。

旅館業の施設数は、平成26年度末で78,898施設であり、平成21年度末の82,952施設に比べて4.9％減少している。

旅館業のうちホテル営業の施設数は、平成26年度末で9,879施設（平成21年度比＋2.0％）、旅館営業の施設数は41,899施設（平成21年度比－14.4％）であった。また、総客室数で見ると、ホテル営業は平成26年度末で834,588室（平成21年度比＋4.6％）、旅館営業は710,019室（平成21年度比－10.3％）となっている（厚生労働省「衛生行政報告例」）。ホテル営業の施設数及び客室数が増加する傾向にある一方で、旅館営業の施設数及び客室数は毎年減少している。

また、簡易宿所営業の施設数は、平成26年度末で26,349施設（平成21年度比＋12.5％）、下宿営業の施設数は771施設（平成21年度比－11.3％）となっている。簡易宿所営業の施設数が毎年増加している一方で、下宿営業の施設数は、減少する傾向にある。

3　経営の特徴

一　人材の確保

旅館業の常用雇用者に占める正社員・正職員以外の雇用者数の割合は、55％と他産業に比べて高い水準にある（総務省「平成26年経済センサス・基礎調査」）。

また、労働時間が長く、賃金が低いことなどから、従業員の定着率が低い。今後は、さらなる少子高齢化の進展により、若年層の人口が一層減少することから、いかにして安定的に人材を確保するかが課題である。

二　旅行形態の変化

旅行形態が「団体から個人へ」と変化しているが、団体から個人へシフトすると、定員稼働率の低下や、宴会等の付帯売上が減少する傾向にあり、この変化に対応できない事業者にとっては、売上効率の低下や販売面での苦戦につながっている。

多様化する宿泊に対する利用者のニーズに的確に対応するため、事業者ごとの独自の経営方針の下、他の事業者との「違い」をアピールし、利用者のリピート率を高める必要がある。また、これまで観光資源としては気付かれていなかった地域固有の資源を新たに活用し、エコツーリズム、グリーンツーリズム、ヘルスツーリズム、ユニバーサルツーリズム及び産業観光等の取組を進めるとともに、地域の飲食店等と連携した取組を行うなど、地域活性化につながる新しい旅行の仕組みに対応することが望まれる。

三　売上構造

売上構造は、一般的に、「宿泊客数×客単価（総消費単価）」で決まる。売上拡大のためには、客数を増やすか、客単価を向上させるか、あるいはその双方が必要である。

四　資産・負債状況

旅館業は装置産業であり、投資負担が重い。貸借対照表上、資産の多くは旅館の土地・建物が占め、負債の多くは設備投資時の借入金である（日本政策投資銀行「宿泊旅行を中心とした観光の課題と展望」）。

五　適切な衛生・品質管理

旅館業の事業者には、食品に加え、寝具、空調設備及び入浴設備等の的確な衛生管理が求められる。これを軽視すると、食中毒やレジオネラ症の発生等の原因となるため、衛生的な施設の環境を整え、衛生・品質管理を行っていくことが必要である。

第2　経営力向上の実施方法に関する事項

旅館業は、資本集約型産業であり、需要量に応じて事業の縮小・拡大を行うことが簡単にはできないため、稼働率及び付加価値の向上による客単価の改善を図っていくことが事業の大きな要素となる。また、その一方で、労働者が不足していると判断する事業者が多い。そこで、労働者